

# 防火設備 定期報告のお知らせ

※ 建築基準法の改正により平成30年度から  
防火設備が定期報告の対象となりました。

従来の防火設備は、ヒューズが火災の熱で溶けることによりブレーキが外れて戸が閉まるといった単純な構造でした。しかし近年、火災感知やシステム制御などにより機構が高度化・複雑化しているため防火設備の専門家による詳細な検査が必要となり、平成28年6月の建築基準法の改正により、平成30年度から防火設備が定期報告の対象になりました。

## ◆定期報告制度

病院・ホテル・学校・店舗・飲食店のように不特定多数の人が利用する建築物若しくは、高齢者等の自力避難困難者が就寝用途で利用する建築物等(このような建築物を「特定建築物」といいます)の**所有者又は管理者**は、建築基準法第12条の規定により、建築物の敷地、構造、建築設備及び防火設備等の状況を建築士又は建築物調査員等に調査・検査させその結果を**特定行政庁(旭川市)**に報告しなければなりません。

不特定多数の人が利用する建築物等は、その建築物の構造・建築設備・防火設備等の不備欠陥により大きな災害につながるおそれがあるため、建築物の劣化状態や、防災上の問題を早期に発見し、危険を未然に防ぐ必要があります。

## ◆防火設備とは

火災の延焼拡大を防止するための防火区画に設けられた防火戸・防火シャッター等の設備を「防火設備」といいます。

定期報告の対象となる防火設備は、随時閉鎖又は作動できる防火設備です。(常時閉鎖式の防火設備・外壁開口部の防火設備・防火ダンパーを除きます。)

対象となる防火設備の種類は、次のように定められています。

①	防火扉	遮炎性能(火炎を遮る性能)や遮煙性能(煙を遮る性能)を有する扉で、鉄製の扉が多く用いられています。防火扉には常時閉鎖式(常に閉じている状態を保持している防火設備)と随時閉鎖式(熱及び煙感知器が作動した場合に閉鎖する防火設備)がありますが、定期報告の対象となる防火扉は随時閉鎖式のみです。
②	防火シャッター	遮炎性能や遮煙性能を有するシャッターで、主に階段やエスカレーターの区画、大規模な建築物を一定面積ごとに区画するために設置されます。
③	耐火クロススクリーン	耐火クロス製で遮煙性能を有し、火災時に煙の拡散を防止します。防火シャッターに代わって近年設置されることが増えています。
④	ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備	火災時に自動で作動して、遮炎性能を有する水幕を噴射し、所定の時間、防火区画を形成します。

## ◆防火設備の定期報告が必要な要件等（2019年（令和元年）6月25日改正）

報告対象	要件			報告時期
	法別表	用途	次のいずれかに該当するもの ※2	
随時閉鎖又は特定建築物に設けた防火設備	(1)	劇場、映画館、演芸場	①地階又は3階以上の階にある ※1	毎年度 4/1から 9/30まで
			②客席が200㎡以上ある	
	(1)	観覧場、公会堂、集会場	③主階が1階にない	
			①地階又は3階以上の階にある ※1	
	(2)	病院、診療所（患者の入院施設があるもの）／児童福祉施設等（高齢者又は障害者等の就寝の用に供するもの）／ホテル、旅館／共同住宅、寄宿舎（いずれも高齢者又は障害者等の就寝の用に供するもの） ※4	②客席が200㎡以上ある	
			①地階又は3階以上の階にある ※1	
	(3)	体育館、博物館、美術館、図書館（いずれも学校に附属しないもの）／ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（いずれも学校に附属しないもの）	②2階が300㎡以上ある ※3	
			①3階以上の階にある ※1	
	(4)	百貨店、物品販売業を営む店舗／展示場／キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店	②床面積の合計が2,000㎡以上ある	
			①地階又は3階以上の階にある ※1	
			②2階の床面積の合計が500㎡以上ある	
病院・診療所、児童福祉施設等・共同住宅・寄宿舎（高齢者又は障害者等の就寝の用途に供するもの）で床面積が200㎡を超える建築物に設けた随時閉鎖又は作動できる防火設備 ※4				

※1 当該用途部分の床面積の合計が100㎡以下のものを除く

※2 建築基準法第6条第1項第1号以外に掲げる建築物及び避難階のみにあるものを除く

※3 病院又は診療所は、その部分に患者の入院施設があるものに限る

※4 高齢者又は障害者等の就寝の用に供するものは別紙1参照のこと

## ◆定期報告の提出書類

- ① 定期検査報告書（第三六号の八様式）
- ② 検査結果表
  - ・防火扉（別記第一号）
  - ・防火シャッター（別記第二号）
  - ・耐火クロススクリーン（別記第三号）
  - ・ドレンチャーその他水幕を形成する防火設備（別記第四号）
- ③ 検査結果図
- ④ 関係写真
- ⑤ 定期検査報告概要書（第三六号の九様式）

- 1 提出部数は正本1部、副本1部、概要書1部です。副本はコピーでもかまいません。
- 2 報告書は建築指導課に提出してください。提出いただいた報告書の副本は、結果通知書と一緒に返却いたしますので今後の維持管理のために大切に保管してください。
- 3 定期報告の様式は、旭川市のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

旭川市  
ホームページ

事業者  
向け

都市計画・  
建設・空港

住宅・建築

建築物等の  
定期報告

<http://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/522/53901/5439009/d052886.html>

## ◆誰に検査をお願いしたらいいの？

有資格者による検査が必要です。下記の機関で定期報告の検査者の選定等の相談に際しては、直接お問い合わせください。

（一社）北海道建築士事務所協会旭川支部（電話0166-22-8894）

旭川市9条通12丁目 ハタケヤマビル6F

## ◆検査資格者

資格	一級又は二級建築士	防火設備検査員	建築物調査員
防火設備の検査	○	○	×
特定建築物の調査	○	×	○

## ◆定期報告の提出先(お問い合わせ先)

旭川市建築部 建築指導課

電話 0166-25-8597(建築指導課直通) E-mail [kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp](mailto:kenchikusidou@city.asahikawa.lg.jp)

# 別紙 1

**表 1. 高齢者又は障害者の就寝の用途に供するもの**

用 途	対象となる理由
救護施設	自力避難が困難な高齢者、障害者等が就寝する用途であるため。
更正施設	
共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅)	自力避難が困難な高齢者が就寝する用途であるため。
特別養護老人ホーム	
寄宿舍(認知症高齢者グループホーム)	
寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅)	
老人短期入所施設	
養護老人ホーム	
軽費老人ホーム	
有料老人ホーム(サービス付き高齢者向け住宅を含む)	
老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供)	自力避難が困難な高齢者が就寝する用途であるため。(老人短期入所施設に類似)
小規模多機能型居宅介護の事務所	自力避難が困難な高齢者が就寝する用途であるため。(老人短期入所施設に該当)
看護小規模多機能型居宅介護の事業所	
寄宿舍(障害者グループホーム)	自力避難が困難な障害者が就寝する用途であるため。
障害児入所施設	
盲導犬訓練施設	
障害者支援施設	
福祉ホーム	
障害者福祉サービス事業(就寝利用のある自立訓練)の事業所	
障害者福祉サービス事業(就寝利用のある就労移行支援)の事業所	
乳児院	
助産施設	自力避難が困難な妊産婦が就寝する用途であるため。
助産所	
母子保健施設	

※介護老人保健施設は、建築基準法では介護保険法の規定により病院・診療所として扱われます。

**表 2. 高齢者又は障害者の就寝の用途に供するもの以外**

用 途	対象とならない理由
児童発達支援センター	通所施設であるため。
母子生活支援施設	家族や施設職員による避難支援が容易な用途であるため。
共同住宅(表 1 に掲げるものを除く)	建物内の状況を把握できている居住者が利用する用途であるため。
寄宿舍(表 1 に掲げるものを除く)	
情緒障害児短期治療施設	建物内の状況を把握できている者が利用する用途であるため。
児童自立支援施設	
婦人保護施設	
児童家庭支援センター	相談窓口等の機能を備えた事務所用途であるため。
老人介護支援センター	
保育所	通所施設であるため。
児童厚生施設	
児童養護施設	
幼保連携型認定こども園	
身体障害者福祉センター	
授産施設	
老人デイサービスセンター(表 1 に掲げるものを除く)	
老人福祉センター	
地域活動支援センター	
障害福祉サービス事業(表 1 に掲げるものを除く)の事業所	